

# 湖西市いじめ防止対策推進条例 逐条解説

令和6年10月15日

第1条	目的	P.2
第2条	定義	P.3
第3条	基本理念	P.5
第4条	市の責務	P.6
第5条	学校及び学校の教職員の責務	P.7
第6条	保護者の責務	P.8
第7条	市民等及び地域団体等の責務	P.9
第8条	児童等の心構え	P.10
第9条	啓発、教育及び人材育成	P.11
第10条	相談、通報等	P.12
第11条	調査	P.13
第12条	是正要請	P.14
第13条	いじめ問題対策連絡協議会	P.15
第14条	いじめ問題専門委員会	P.16
第15条	委任	P.18

## 目的

---

第 1 条 この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、市の基本理念及び基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 趣旨

---

本条は、本条例の制定目的を明らかにしたものです。

## 解説

---

本条は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえつつ、本市ならではの理念や取組みを定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するという、条例制定の目的を明らかにしています。

## 定義

---

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 湖西市立学校設置条例(昭和 39 年湖西市条例第 24 号)に基づき設置された小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の児童等を現に監護する者をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有し、若しくは居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 地域団体等 市内で活動する団体並びに市内で事業活動を行う法人及び個人事業主をいう。
- (8) 関係機関等 前各号に掲げるもののほか、児童等のいじめの問題の対応に係る機関及び団体をいう。

## 趣旨

---

本条は、本条例で用いる基本的な用語である、「いじめ」「いじめの防止等」「学校」「児童等」「保護者」「市民等」「地域団体等」及び「関係機関等」の定義を明らかにしたものです。

## 解説

---

### 第 1 項 いじめ

「いじめ」の定義は、いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項の規定を参照しています。

### 第 2 項 いじめの防止等

---

いじめ防止対策推進法第 1 条で定められている、「いじめの防止等」の定義を参照しています。

### 第 3 項 学校

本条例では、湖西市立の小学校及び中学校として定義します。

### 第 4 項 児童等

「学校」を小学校及び中学校に限定していることから、小学校の児童又は中学校の生徒としています。

### 第 5 項 保護者

「児童等」の親権者又はこどもの生活の面倒を見ている者を指します。

### 第 6 項 市民等

「市民等」とは、次に掲げる個人等を指します。

- 市内に住む個人
- 市内に住所（住民票）をもつ個人
- 市内の事業所等に勤務する個人
- 市内の学校等に在学する個人

### 第 7 項 地域団体等

市内で活動する団体・法人・個人事業主を指すもので、自治会、子ども会、P T A 等の他、スポーツクラブや文化的教室、学習塾や、商店、企業など、地域に根差した団体等を幅広く指します。

### 第 8 項 関係機関等

警察署、児童相談所、法務局等をはじめ、いじめ問題の対応に関係する機関及び団体を幅広く指します。

## 基本理念

---

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、児童等の健やかな心身の成長や人格の形成に影響を与えず、その人権を侵害することの無いよう、児童等の利益を最優先に、児童等のいじめへの理解を深め、いじめが行われなくなるようにすることを旨とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民等、地域団体等及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 趣旨

---

本条は、市がいじめの防止等のための対策を行うにあたっての基本的な考え方を明らかにしたものです。

## 解説

---

いじめ防止対策推進法第 3 条に規定される基本理念を念頭に置いた上で、いじめが児童等の心身の成長や人格の形成に深刻な悪影響を与うるものであり、その行為は人権侵害にあたるものであるという認識の下、児童等が健やかに、最善の利益を受けられるよう、いじめの防止等のための様々な対策を行っていく、という本市の考え方を定めています。

### いじめ防止対策推進法

- |   |
|---|
| <p>第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> |
|---|

## 市の責務

第4条 市長は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な体制を整備し、かつ、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 教育委員会は、学校がいじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むために必要な措置を講じなければならない。

## 趣旨

本条は、いじめ防止等のために市が行う責務について明らかにしたものです。

## 解説

市長は、本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、いじめ防止対策推進法第12条に規定される地域いじめ防止基本方針として「湖西市いじめの防止等のための基本的な方針」を定めるとともに、必要な施策を総合的に策定し、実施します。

教育委員会は、「湖西市いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、9つのいじめ防止対策を行うこととしています。

### 湖西市いじめの防止等のための基本的な方針(令和6年6月改訂版)

#### (1)湖西市教育委員会が行ういじめの防止等のための対策

- ① 児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けることができるように、互いの人権を尊重する教育を推進します。
- ② 教職員の資質向上のため、弁護士や心理士など外部人材を活用した研修を計画的に推進します。
- ③ 教職員が一人一人の子どもと向き合うことができるように、学校運営改善を支援します。
- ④ 家庭・地域への啓発として「学びの基礎7つの取り組み」を推進します。
- ⑤ 「いじめ対策連絡協議会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、対応に至る事柄や、教職員の資質向上のための研修や取組の企画や実施、検証を関係機関と連携し行うための組織とし、定期的に委員会を開催します。また、必要に応じて臨時に開催します。
- ⑥ 相談体制を整備し、電話相談「ヤングダイヤルこさい」等の広報・活用やこども未来課・家庭児童相談員・湖西警察署生活安全課相談員等の専門家に協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備し、連携について計画します。  
また、いじめの相談を受けた場合には、家庭や主任児童委員等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ります。
- ⑦ 各校からの生徒指導報告を受け、傾向を分析し、いじめの対応についていじめ対策連絡協議会で情報共有します。
- ⑧ 重大事態への対処について明確にします。(「4 重大事態への対処」参照)また、重大事態の調査において、必要に応じて弁護士や医師などを委員とする第三者による調査を速やかに実施します。
- ⑨ こども未来課・家庭児童相談員・保健師・湖西警察署生活安全課相談員等と定期的に情報交換を行い、連携を強化します。

## 学校及び学校の教職員の責務

---

第 5 条 学校及び学校の教職員は、児童等のいじめの防止等に取り組むため、児童等の状況を把握することに努め、いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じなければならない。

### 趣旨

---

本条は、いじめ防止等のために湖西市立の小・中学校が行う責務について明らかにしたものです。

### 解説

---

市立学校は、湖西市いじめの防止等のための基本的な方針の中で、3つの柱に基づいていじめ防止等の基本方針を定め、取り組みを行うこととしています。

湖西市いじめの防止等のための基本的な方針(令和6年6月改訂版)

(1) 各小中学校でいじめ防止等の基本方針を作成

- ①「いじめ防止対策委員会」の設置
- ② いじめの未然防止対策
- ③ いじめの早期発見・早期対応

## 保護者の責務

---

第 6 条 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、児童等に対し、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させるよう努めるものとする。

### 趣旨

---

本条は、いじめ防止等のために保護者が行う責務について明らかにしたものです。

### 解説

---

保護者は、こども（児童等）の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめを正しく認識し、こども（児童等）に対し、いじめは卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であることを十分に理解させることを求めています。

## 市民等及び地域団体等の責務

---

- 第7条 市民等及び地域団体等は、地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境を作るよう努めるものとする。
- 2 市民等及び地域団体等は、いじめを発見したときは、速やかに市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 市民等及び地域団体等は、いじめに関する通報、相談等に関係したときは、その際に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 趣旨

---

本条は、いじめ防止等のためには、市民や地域団体等の協力も必要であることから、それぞれが担う責務について明らかにしたものです。

### 解説

---

#### 第1項

見守り及び声掛けにより、児童等が安心して生活できる環境づくりについて定めています。

#### 第2項

児童等のいじめを発見した時には、いじめに対処すべき市、学校又は適切な関係機関等に情報を提供し、いじめの早期発見及びいじめへの対処に繋げるための協力を求めることについて定めています。

#### 第3項

第2項の通報を行った場合や、児童等から相談を受ける等、いじめ事案に関わった場合には、児童等の最善の利益を守るため、関わったことによって知り得た児童等の秘密を、他者に漏らさないことを求めています。

## 児童等の心構え

---

第 8 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、自らを大切に、互いの権利を尊重するよう努めるものとする。
- 3 児童等は、いじめを受けたと思われるとき又は他の児童等がいじめを受け、若しくは受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

### 趣旨

---

本条は、いじめ防止等のために児童等が持つべき心構え等について明らかにしたものです。

### 解説

---

#### 第 1 項

いじめ防止対策推進法第 4 条にも規定されている、児童等がいじめを行うことの禁止を定めています。

#### 第 2 項

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、児童等が個人として尊重され、基本的人権が保障されるように、児童等自身がこの権利を自覚し、他の児童等に対してもその権利を尊重するように努力することを定めています。

#### 第 3 項

児童等は、自らがいじめを受けたと感じた時、又は周りの児童等が明らかないじめを受けている場合、さらに、いじめを受けているかもしれない、と思ったときにも、学校や保護者、市長部局の相談窓口のほか、文部科学省、法務省、こども家庭庁をはじめ、静岡県の児童相談所など、各関係機関等が設置している相談窓口にご相談をよう努力することを定めています。

#### いじめ防止対策推進法

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

## 啓発、教育及び人材育成

---

第 9 条 市は、いじめを正しく理解してもらうため、市民等に対して、いじめに関する必要な啓発及び教育を行うものとする。

2 学校は、いじめの防止に資するため、児童等に対して、道徳教育及び体験活動等の充実を図るものとする。

3 市長は、学校外におけるいじめの防止等のため、地域でいじめ防止対策その他の活動を行う市民等の育成に努めるものとする。

### 趣旨

---

本条は、いじめに関する正しい知識を広め、いじめの防止等に繋げるための啓発、教育及び人材育成について、市や学校、市長が行うことについて明らかにしたものです。

### 解説

---

#### 第 1 項

市は、いじめの正しい理解を目的として、市民等に対していじめの問題が児童等に与える影響の深刻さや予防の重要性、市や学校、教育委員会が行っている対策等について啓発（広報）したり、いじめの定義やいじめを見聞きした際の正しい対処方法等について教育したりすることを定めています。

#### 第 2 項

学校は、いじめ防止対策推進法第 15 条に基づき、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に効果があることを踏まえ、いじめの防止に繋げるため、児童等に対して道徳教育や体験活動の充実を図ることを定めています。

#### 第 3 項

市長は、学校以外の場面で発生しているいじめへの対処等のため、スポーツ少年団や学習塾など、児童等に接することの多い地域団体等に関係する大人又は市民等がいじめ防止対策などの活動ができるよう、人材育成を行うことを定めています。

## 相談、通報等

---

第 10 条 市は、いじめを早期に発見し対応するために、効果的な相談及び通報の体制を整えるものとする。

2 学校は、いじめを早期に発見し対応するために、児童等が安心して相談することができるような取り組みを行うものとする。

## 趣旨

---

本条は、いじめを早期発見し、これに対応するために必要な相談及び通報の体制を整えることを定めたものです。

## 解説

---

### 第 1 項

市として、相談及び通報の効果的な体制を整備することを定めています。

教育委員会は、学校において児童等が安心して相談できる取組を実現するため、市長は、学校外からのアプローチとして児童等の相談・通報等の異なる選択肢として、それぞれ効果的な体制を整えることを定めています。

例) 対面、電話、メール等による相談窓口としての「湖西市いじめ相談室」の開設

例) いじめ報告が日常的に可能になる機能を備えた健康観察ツールの運用

例) 1 人 1 台端末を活用して、全児童等が匿名で相談できるチャット相談窓口の開設

### 第 2 項

学校内でのいじめを早期に発見し対応するために、児童等が教職員等に対して安心して相談することができるための学校の取り組みについて定めています。

## 調査

---

第 11 条 市長は、いじめ又はいじめと思われるものに関する相談又は通報を受けた時は、その事実を確認し、解決を図るために、関係する児童等及びその保護者に聞き取りを行う等必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査のため、必要があると認めるときは、学校及び教育委員会、地域団体等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

## 趣旨

---

本条は、市長部局のいじめ相談窓口で相談や通報を受けた場合に、関係する児童等、その保護者、学校及び教育委員会、地域団体等に対し、聞き取りや資料の提出・説明を求め、必要な調査ができることを定めています。

## 解説

---

### 第 1 項

市長部局のいじめ相談窓口は、いじめのみならず、いじめと思われるものに関して、相談や通報を受けた場合、その内容が事実かどうか、いじめの定義にあてはまるかどうかを確認し、事実であればそのいじめを解決するために、当事者の児童等やその保護者の他、関係する児童等やその保護者に対して、聞き取りなどの必要な調査が行えることを定めています。

### 第 2 項

市長部局のいじめ相談窓口は、第 1 項の調査を行うために必要があるときに、学校や教育委員会、地域団体等に対して資料の提出を求めたり、説明を求めたりすることができることを定めています。

## 是正要請

---

第 12 条 市長は、調査等の結果、いじめの事実又はいじめの疑いがあり、必要があると認めるときは、学校及び教育委員会に対し、是正の要請をすることができる。

2 前項の是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第 1 項の是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応の状況を市長に報告するものとする。

## 趣旨

---

本条は、本条例第 11 条に規定する調査等の結果、いじめの事実又はいじめの疑いがあると確認されたときであって、いじめ防止対策推進法等の法律の他、国・県及び湖西市の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容が順守されていないなど、必要があると認められる場合に、学校及び教育委員会に対して行える「是正要請」について定めています。

## 解説

---

### 第 1 項

市長は、本条例第 11 条に規定する調査等を行った結果、いじめの事実のみならず、いじめの疑いがあると確認されたときには、学校及び教育委員会に対して、是正の要請をすることができることを定めています。

「是正の要請」とは、調査の結果、いじめ防止対策推進法や学校教育法の他、国（文部科学省）及び湖西市の「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの解消・解決に向けて行うべきことや、児童等を守るために規定されている内容が履行されていない場合などに、これを改めて正しく行うことを求めるものですが、強制力を持つものではありません。

なお、是正の要請を行うにあたっては本条例第 14 条に規定するいじめ問題専門委員会を開催し、法律、心理、教育等の専門家の意見を踏まえて要請の判断を行うこととします。

### 第 2 項

第 1 項の是正の要請は、強制力を持つものではありませんが、要請を受けた学校や教育委員会は、これを尊重し、必要な措置を行うよう努力することを定めています。

### 第 3 項

要請を受けた学校や教育委員会が、対応の状況を市長に報告することを定めています。

## いじめ問題対策連絡協議会

---

第 13 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。次条において「法」という。）

第 14 条第 1 項の規定に基づき、湖西市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

### 趣旨

---

本条は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づく「湖西市いじめ問題対策連絡協議会」を設置することを定めたものです。

### 解説

---

いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、「湖西市いじめ問題対策連絡協議会」を設置することを定めています。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関や団体の連携を図ることを目的とした機関として、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察その他の関係者により構成されるものです。

湖西市では本条例の制定に伴って新たに設置される組織で、年 1 回～ 2 回程度の開催を予定しています。

組織や任期等の詳細については、別途「湖西市いじめ問題対策連絡協議会規則」で定めます。

#### いじめ防止対策推進法

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
--

## いじめ問題専門委員会

---

第 14 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づく調査のほか、いじめの防止等のための対策について審議を行うため、湖西市いじめ問題専門委員会を設置する。

### 趣旨

---

本条は、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定に基づく「湖西市いじめ問題専門委員会」を設置することを定めたものです。

### 解説

---

いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づき、「湖西市いじめ問題専門委員会」を設置することを定めています。

湖西市いじめ問題専門委員会は、大きく 2 つの機能を有する市長の附属機関です。

ひとつは、同法第 30 条第 2 項で規定される、同法第 28 条第 1 項の規定による調査、すなわち重大事態に対処するために学校の設置者又はその設置する学校の下に設ける組織（湖西市では「湖西市いじめ問題調査委員会」を指す）が実施した「当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」の結果の報告を受けた市長が、その重大事態への対処やそれと同種の事態の発生を防ぐために必要があると認めた時に、湖西市いじめ問題調査委員会の調査結果について調査を行う機能です。

ふたつ目は、いじめの防止等のための対策について審議する機能で、本条例第 12 条に規定する「是正要請」を行う必要がある疑いがある場合などに、法律や心理、教育の専門家の意見を受けて、措置について判断するなどといったことが想定されます。

湖西市いじめ問題専門委員会は、調査・審議が必要となった場合に委員を任命又は委嘱し、会議を召集するもので、常設の機関ではありません。

組織や任期等の詳細については、別途「湖西市いじめ問題専門委員会規則」で定めます。

## いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 委任

---

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市及び教育委員会の規則で定める。

## 趣旨

---

本条は、必要な事項について規則で定めることを定めたものです。

## 解説

---

本条例第13条に規定する湖西市いじめ問題対策連絡協議会、同第14条に規定する湖西市いじめ問題専門委員会などについての詳細な事項をはじめ、本条例に定めるもの以外に必要な事項は、市及び教育委員会の規則で定めます。

- ・湖西市いじめ問題対策連絡協議会規則
- ・湖西市いじめ問題専門委員会規則